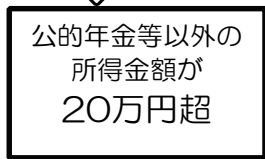
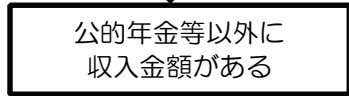
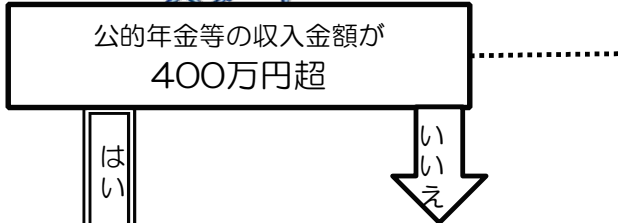


# 年金受給者申告フローチャート

公的年金等を受給されているかたが、申告が必要となるか簡易に判定するものです。  
不明な点などございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

スタート

複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計額で判断します。  
なお、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されているかたは、この制度は適用されません。



**確定申告  
が必要**

役場や税務署、  
もしくはe-TAXで  
申告をお願いします。

**住民税申告が必要**

役場で申告をお願いします  
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

**申告は不要**

※年金の収入金額が148万円（65歳未満のかたは98万円）超のかたは住民税が課税になります。

年金以外の所得金額の種類(主なもの)と  
所得金額の計算方法等は下記のとおりです。

所得種別	主な内容 所得の計算方法等
給与所得	給与、賞与、パート収入など 収入金額が75万円を超えると、所得金額が20万円超となります。
農業所得	小売りなどの個人経営の事業 個人で行っている農業 収入から必要経費を引いた金額
不動産所得	アパート等の賃貸、農地を貸した使用料など 収入から必要経費を引いた金額
雑所得 公的年金 以外の年金	個人年金、講演料、原稿料、内職、 シルバー人材センター配分金など 収入から必要経費を引いた金額
配当所得	株式や出資配当など ※ 上場配当で、申告不要制度を利用した場合は除きます。 収入から元本取得に要した負債の利子を引いた金額
一時所得	生命保険の満期返戻金など ① 総収入額から、収入を得るために直接要した金額を引く。 ② ①で計算した金額が50万円を超える場合、50万円を引く。(50万円を超えない場合は所得0円になります。) ③ ②で計算した金額を1/2にして、1円未満を切り捨てた金額が所得金額になります。

## ※ 注意 ※

このフローチャートは申告する義務があるか判断をするものです。  
扶養控除を追加する申告や、医療費控除や生命保険料控除を申告して所得税の還付を受けたり、翌年度の町県民税を減額するためには、「申告は不要」の判定になっても申告をする必要があります。

## 【問い合わせ】

所得税・消費税について … 館林税務署 TEL(0276)72-4373

住民税について … 板倉町役場 税務課 住民税係 TEL(0276)82-6127(直通)